

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵長が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが今年6月の報道により発覚した。少女への性的暴行という極めて重大事件にもかかわらず3月27日の起訴から約3か月もの間、外務省、沖縄防衛局及び沖縄県警等は、沖縄県に対し情報提供がなく公表していなかったことも明らかになった。

さらに5月26日、在沖米海兵隊上等兵による性的目的の女性暴行致傷事件が発生し、令和5年1月から令和6年5月末までの間に性的暴行事件がほかに4件存在することが新たに判明した。これだけにとどまらず、今月4日には米海兵隊員による女性へのわいせつ行為の疑いで現行犯逮捕されるなど、短期間でこれだけの性犯罪が続くことに対し、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に県民の怒りが広がっている。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な行為であり、日米両国の法と正義に照らしても、断じて許されるものではなく、満身の怒りをもって抗議するものである。

沖縄県民はこれまでも在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱え、このような事件が発生するたびに幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきたが、またしてもこのような凶悪事件が相次いで発生したことは、米軍の管理体制や隊員に対する人権教育の取り組み姿勢だけでなく、組織の人権意識に問題があると言わざるを得ない。

よって、本村議会は、村民、県民の生命、財産、人権を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、二次的被害の防止を徹底すること。
- 3 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を県民に示すこと。
- 4 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を取ること。
- 5 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

以上、決議する。

令和6年7月19日

沖縄県粟国村議会

宛先

米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官
在沖米四軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵長が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが今年6月の報道により発覚した。少女への性的暴行という極めて重大事件にもかかわらず3月27日の起訴から約3か月もの間、外務省、沖縄防衛局及び沖縄県警等は、沖縄県に対し情報提供がなく公表していなかったことも明らかになった。

さらに5月26日、在沖米海兵隊上等兵による性的目的の女性暴行致傷事件が発生し、令和5年1月から令和6年5月末までの間に性的暴行事件がほかに4件存在することが新たに判明した。これだけにとどまらず、今月4日には米海兵隊員による女性へのわいせつ行為の疑いで現行犯逮捕されるなど、短期間でこれだけの性犯罪が続くことに対し、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に県民の怒りが広がっている。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な行為であり、日米両国の法と正義に照らしても、断じて許されるものではなく、満身の怒りをもって抗議するものである。

沖縄県民はこれまでも在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱え、このような事件が発生するたびに幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきたが、またしてもこのような凶悪事件が相次いで発生したことは、米軍の管理体制や隊員に対する人権教育の取り組み姿勢だけでなく、組織の人権意識に問題があると言わざるを得ない。

よって、本村議会は、村民、県民の生命、財産、人権を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、二次的被害の防止を徹底すること。
- 3 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を県民に示すこと。
- 4 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を取ること。
- 5 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月19日

沖縄県粟国村議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣、警察庁長官、外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長